

晩秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は、一宮大木土地区画整理事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

■「みなす課税」の説明会について

現在、一宮大木土地区画整理事業地区内の固定資産税及び都市計画税については従前の土地に課税をされていますが、区画整理事業の進捗により従前の土地から仮換地へ移行が進行し、固定資産税及び都市計画税が実態と整合していない状況です。豊川市では、平成30年度から仮換地への課税（みなす課税）の実施を予定しており、概要についての説明会が下記日程で開催されます。ぜひ、ご参加をお願いします。

記

日時 平成29年11月26日（日）・27日（月）
午後7時から
場所 大木会館（豊川市大木町新町通68-1）
1階 大ホール
説明者 豊川市総務部資産税課土地係（電話0533-89-2130）

■「可燃ごみ」は、指定可燃ごみ袋に入れて、毎週、火・金曜日に地元のゴミステーションに出すようになっていきます

詳細については「資源ごみと家庭ごみの分け方・出し方ルール」「家庭ごみ減量分別の手引き」を参照。

区画整理地内の国道151号バイパス予定地に、ごみの不法投棄がありました。「不法投棄禁止」の看板を設置しましたが、再度不法投棄がありました。私達一人ひとりがルール・マナーを守って、きれいな街、住みよい街にしましょう。

■土地の売買や住所を変更された方へ

仮換地を売買や相続などにより新しい権利者となられた方は「所有権移転届出書」を、引越などで住所や氏名が変更となられた方は「住所・氏名変更届」を組合事務所へ提出してください。

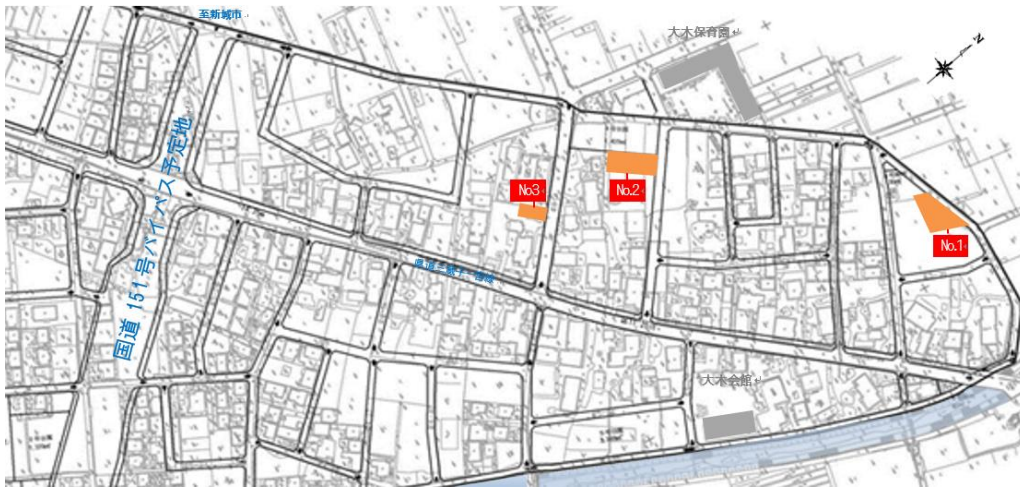
届出書は組合事務所にあります。組合のホームページからもダウンロードできます。

■保留地を先着順で販売しています

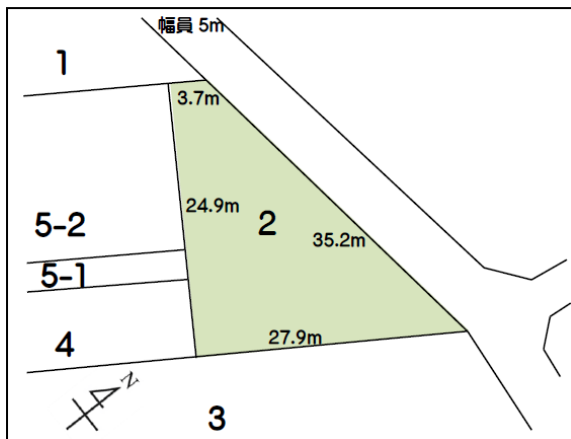
保留地一覧表

番号	所在		単価(円)		地積		販売価格(円)	用途地域
	街区	画地	m ² 単価	坪単価(約)	m ²	坪(約)		
1	2	2	39,000	128,900	395.95	119.7	15,442,050	第一種中高層住居専用地域
2	12	2	44,600	147,400	397.91	120.3	17,746,786	第一種中高層住居専用地域
3	15	16	63,500	209,900	186.34	56.3	11,832,590	第一種中高層住居専用地域

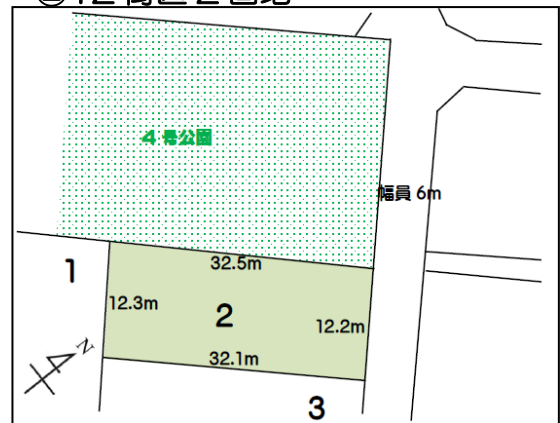
保留地位置図



①2街区2画地



②12街区2画地



③15街区16画地

